

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
代表執行役社長 下山田 守邦

貸借取引に係る受益権分割による受益権を受ける権利等の処理について
(整数倍の新受益権が割り当てられる銘柄)

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件を下記の要領により実施いたしますのでご通知申し上げます。

敬 具

記

I. 売買単位の整数倍の新受益権が割り当てられる銘柄について

1. 銘柄および基準日等

【東京証券取引所市場および PTS 分】

銘 柄 (コード)	基準日	分割比率 (割当率)
MAXIS米国株式(S&P500)上場投信 受益証券 (2558)	6月8日(月)	1:10 (1:9)
MAXIS全世界株式(オール・カントリー)上場投信 受益証券 (2559)	6月8日(月)	1:10 (1:9)

2. 貸借取引残高に係る取扱い

- ① 権利付売買最終日となる6月4日(木)(約定日)の当該銘柄に係る融資、貸株ならびに品貸取引借入における口数については、権利落日となる6月5日(金)をもって、当該口数を当該割当率に1を加えた数を乗じた口数に調整いたします。
- ② 当該銘柄について、権利落日となる6月5日(金)に金融商品取引所のいずれにおいても最終値段がない場合には、一定の順位により選択した金融商品取引所の基準値段を権利落日の貸借値段といたします。

II. 受益権分割銘柄等に係る貸借担保金代用有価証券の取扱いについて

担保として差入中の上記I.に記載の銘柄については6月8日(月)までにお引き出し下さい。
なお、担保としての受け入れは、翌営業日より再開いたします。

以 上